

## 清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、会議の当日、会議の開始時刻までに、受付で氏名、住所及び一般傍聴人又は報道関係者の区分を記入しなければならない。

2 一般傍聴人は一般席で、報道関係者は報道関係者席で、それぞれ会議を傍聴することができる。

(傍聴人の人数の制限)

第4条 会議の議長は、会議の会場の規模等の都合により、傍聴人の人数を制限することができる。

2 傍聴の受付は先着順で行い、傍聴人が前項により制限する人数に達した場合は、受付を終了する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

一 会議の妨害となるおそれのある物又は人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯し、又は着用している者

二 酒気を帯びていると認められる者

三 その他円滑な議事を妨害し、又は人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議の傍聴に当たって、次の事項を守らなければならない。

一 会議における言論に対して評論し、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

二 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、騒ぎ立てる等、議事の妨害となる行為をしないこと。

三 飲食又は喫煙をしないこと。

四 その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第7条 傍聴人は、会議の会場において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会議の議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議の議事を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会議の議長は、当該傍聴人を制止し、これに従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成24年2月10日から施行する。